

IV-255

横須賀市の都市整備と旧軍用財産の転用

関東学院大学 正会員 昌子住江 (株)オリエンタルコンサルタツ 金井芳恵 (株)ショウホ建設 波形小百合

1. はじめに

横須賀市は、江戸幕府創設の横須賀造船所にはじまり、明治以降も1884(明治17)年海軍横須賀鎮守府の設置など軍港都市として特異な発展を示してきた。横須賀造船所は拡大して海軍工廠となり、一方では陸軍による砲台も各地に建設されるなど、各種の軍施設が地域内に立地するようになった。なお市制の施行は1907(明治40)年である。

横須賀はもともと起伏の多い山地丘陵の間を縫って、河川、低地が配列されるという地形を有しており、軍施設のかかなりの部分がこうした平坦地部分を占有していたことは、都市的な土地利用を圧迫するという問題をはらんでいた。

1945(昭和20)年敗戦により市は大きな転換期を迎えたが、旧軍用財産は占領軍により全て没収された。横須賀市には多くの軍施設がありながら、戦災による被害をほとんど受けていない。このことは確かに幸いではあったが、被戦災都市の多くが戦災復興事業により新たな都市基盤整備を進めたような形では、新たな都市整備の手掛かりをつかむことはできなかった。一方では軍都という性格から、戦時中の建物疎開も市中心部をはじめかなり大掛かりに行なわれたが、戦後における疎開跡地の活用も一部に留まった。

したがって、横須賀市の都市整備においては、土地、施設その他没収された旧軍用財産の転用が大きな意味をもって来たのである。すなわち同市における旧軍用財産は、1945年8月において約1880ha(250件)という膨大な面積を占めていたのである。

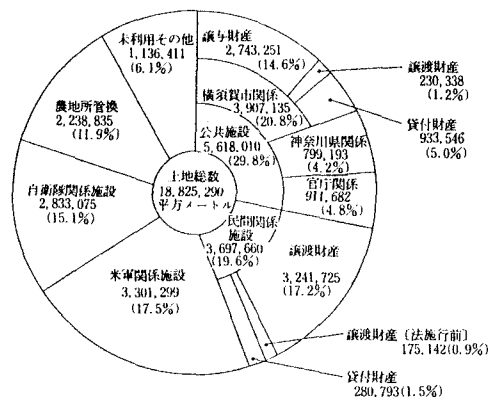
2. 旧軍港市転換法の制定と旧軍施設転換計画の変遷

1949(昭和24)年ドッジラインと呼ばれる経済安定策により、戦災復興事業が事実上縮小、打切りになったあと、首都建設法や広島・長崎・別府等を対象とした特別都市建設法が制定された。1950(昭和25)年6月に制定された「旧軍港市転換法」(以下「軍転法」)も、そうした特定の都市を対象とした法律の一つである。同法は横須賀、呉、佐世保、舞鶴の四市を対象とし、旧軍用財産の貸付および譲渡に特例を与えることで、旧軍港市の「平和産業港湾都市」への転換を促進するというものである(例えば、公共団体が旧軍用財産を医療施設、社会事業施設、学校などに転用する場合は、時価の5割以内に減額した対価で譲渡することができることなどが規定されている。なお旧軍施設の転用計画およびこれに関する事業は、都市計画法の適用を受けることも規定されている)。

横須賀市では、軍転法以前に、敗戦直後から旧軍施設の転用計画を持っていた。1945年12月「横須賀市更生対策要項」として①工業の振興②商業の振興③港湾の整備④観光施設の整備拡充⑤学園の建設⑥住宅地帯の設定⑦交通運輸機関の整備拡充をあげ、①～⑥までを旧軍施設の転用によることとしている。なお、この時期までに既に40か所以上の旧軍施設が返還されている。翌年7月には大蔵省による「横須賀市所在旧陸海軍主要施設転用計画」が示された。

軍転法制定後の1950(昭和25)年10月「横須賀市転換授業計画」が策定され、港湾都市としての発展と田浦・追浜・久里浜地区への企業進出がうたわれた。

図1 旧軍用財産転用概要総括図(土地)

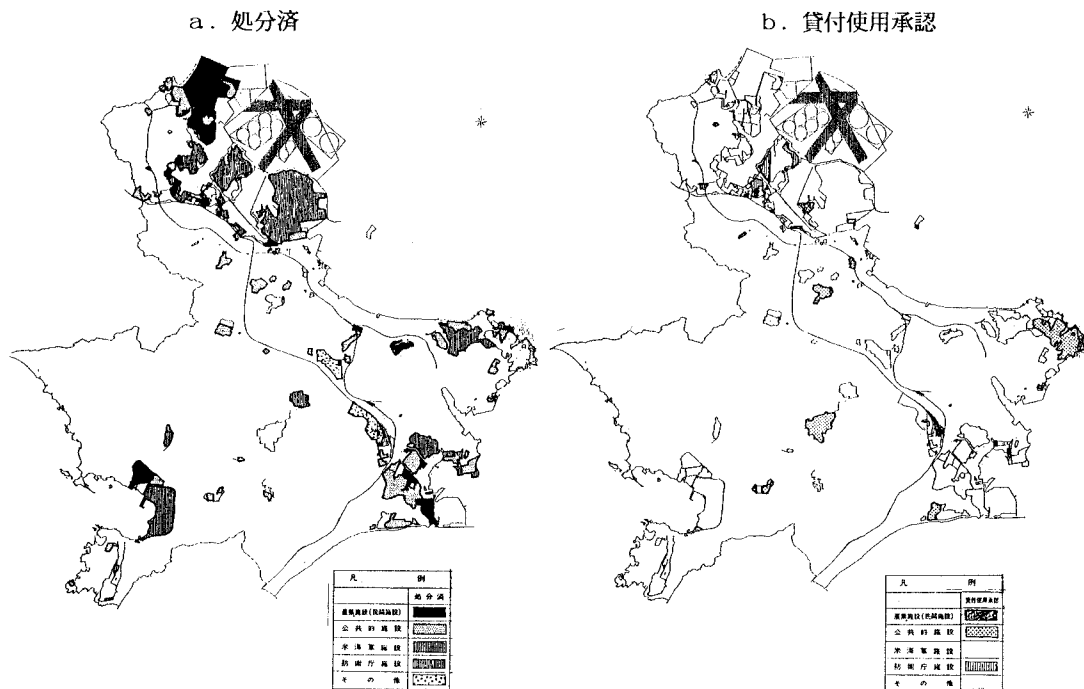


(注) 土地総数には物納財産、雑種財産で処理された数量も含む

(平成2.1.31現在)

資料：『横須賀市と基地』1990年3月

図2 旧軍用財産転用実績



『横須賀市と基地』1990年3月をもとに作成

1958（昭和33）年には第二号の転換事業計画が公表され、各港湾の整備とともに二部授業や過密学級解消・危険校舎改築のための学校施設整備が重点にあげられている。なお、1969（昭和44）年11月の「横須賀市総合開発基本計画」に至って、ようやく旧軍港市転換計画も含んだ総合的なまちづくりの計画が構想された。

3. 旧軍用財産転用の実績について

土地の転用では、図1に見るように約3分の1が公共施設に転用されており、横須賀市関係は全体の20%を占めている。市関係のうち剰余財産では公園緑地施設が最も多く、次いで下水道施設（同市の下水道は戦前には海軍水道の分水を受けていた）、学校教育施設となっている。譲渡財産では住宅施設が約半分を占め、貸付財産では公園緑地施設が4分の3近い面積になっている。

民間施設としては、日産自動車、大洋漁業、日本ビクター等の企業が譲渡を受け同市に進出した。一方まだ軍事利用として米軍施設関係で17.5%、自衛隊関係で15.1%あり、今後の返還要求対象地となっている。

図2は、旧軍用財産転用の地域分布を示している。これによれば、なお市街地の中心部に軍用地があること、比較的大規模な公共施設（公園等）に貸付承認が多いこと等が分かる。

4. まとめ

平坦な市街地に多くの軍事施設があって、住宅や公共施設の立地が圧迫されてきた横須賀市では、軍転法による転換事業でそれぞれに必要な用地を手当てしてきた。しかしながらこれらは個別の対応に留まらず全市的な土地利用計画のなかで検討されるべきで、1969年の総合開発基本計画以来その位置付けが与えられた。また多くの跡地利用計画と同様、その土地に留まらず周辺の環境整備とどう連携させるかが今後の課題となるであろう。その点では海軍兵員クラブ跡地再開発の事例が試金石となっている。

なお本稿に関しては、資料収集をはじめ横須賀市都市政策室都市計画課鈴木 正氏のお世話になりました。ここに感謝の意を表します。